

宮田村いじめ防止基本方針

平成30年 月

宮田村・宮田村教育委員会

目 次

はじめに	2
1 宮田村の基本的な方向	3
(1) いじめ防止等の対策の目指す方向	
(2) いじめの認知	
2 宮田村のいじめ防止対策	
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
(2) 未然防止の取組	4
① いじめの起きにくい学校、学級づくり	
② 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知	
③ 児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援	
(3) 早期発見の取組	5
① 日常活動を通じた早期発見	
② 相談体制の充実	
③ アンケートやチェックリストの活用	
④ 「SOSの出し方に関する教育」の推進	
(4) いじめへの対応	5
(5) ネット上のいじめへの対応	6
3 重大事態への対応	
(1) 重大事態とは	6
(2) 宮田村の対応	6
① 調査の主体の判断	7
② 調査組織	7
③ 調査の実施	7
④ 調査方針及び結果の提供及び報告	7
(3) 村長による再調査	8
(4) 総合教育会議	8
4 その他 いじめ防止等のための対策に関する重要事項	8
【参考1】 重大事態発生時の報告・調査	9
【参考2】 いじめ防止対策推進法抜粋	10～11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であり、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題です。

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条では、地方公共団体が地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう、努力義務を規定しています。

宮田村は、この規定に基づき、国及び長野県のいじめ防止基本方針を参酌し、「宮田村いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 宮田村の基本的な方向

(1) いじめ防止等の対策の目指す方向

法の基本理念を尊重し、いじめ防止対策の目指す方向を次のように定めます。

- ① 教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにし、安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、未然防止に努めます。
- ② 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるようにします。
- ③ 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応に努めます。
- ④ いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

(2) いじめの認知

いじめとは、法第2条において、次のように定義されています。

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとします。
- ② 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学年会、職員会等により、複数の教員で行う。また、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とします。

2 村のいじめ防止対策

村では、いじめはどの児童生徒にも、どの学級にも起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかではなく、生じた際に、いかに迅速に対応し、真の解決に結びつけることができるかを重要視します。

そのため、本基本方針を基に、各学校に設置されている「生徒指導委員会」を中核に全職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、各学校が村教育委員会や関係機関等と連携したりして、いじめ防止等の取組を推進します。

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

村では、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察関係者その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図ります。

(2) 未然防止の取組

村では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培

い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にすることを養う。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育みます。

① いじめの起きにくい学校、学級づくり

(ア) 日々の授業の充実

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着
- ・ 「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳教育の充実

(イ) 児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・ 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定
- ・ 児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちをつなげて取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定

(ウ) 体験活動の充実

- ・ 児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫
- ・ 多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫

(エ) 職員の研修

- ・ 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施する。
 - 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
 - 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
 - その他、特に配慮が必要な児童生徒

② 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

(ア) 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。各種集会やPTAの会合、地区懇談会等での周知

(イ) 人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。

(ウ) 保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定

③ 児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援

- ・ 児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援

(3) 早期発見の取組

① 日常活動を通じた早期発見

- ・ 児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保
- ・ 日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握
- ・ 学年会や生徒指導係会での情報交換

② 相談体制の充実

- ・ 児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫、「(県) 子ども支援センター」、「(県教委) 学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「(県教委) SNS を活用した相談」等校外相談窓口の周知。
- ・ スクールカウンセラーとの積極的な連携。
- ・ 教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施
- ・ 校内の「生徒指導委員会」を中心とした確実な情報共有。

③ アンケートやチェックリストの活用

- ・ QUや生活アンケート等を用いた児童生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握
- ・ チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検

④ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

- ・ 児童生徒らが SOS を発信することができるように、保健師等と連携し特別授業を実施する。

(4) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに各学校の「生徒指導委員会」等に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげる。そのため、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく。

- ① 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解
- ② 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- ③ 全体像の把握(事実確認)…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理(いじめの構造)、保護者との連携等のポイントの共通理解
- ④ いじめられた児童生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置(別室での学習等)、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等
- ⑤ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続(いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導)、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしているようなかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める。
- ⑥ いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解
- ⑦ 村教育委員会への報告。保護者への連絡と連携した支援・指導
- ⑧ 必要に応じて、関係機関(警察、児童生徒相談所等)との連携体制構築

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ② インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ③ 児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ④ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。
- ⑤ ネットに関する職員研修を行い、新しいいじめやトラブルの形を学び、対応や防止の仕方を学ぶ。

3 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応する。

(1) 「いじめの重大事態」とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※ その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 村の対応

宮田小学校、宮田中学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。また、不登校重大事態の場合は、重大事態に至るよりも相当前の段階から村教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに各学校の「生徒指導委員会」を中核とし、対応チームを組織。

- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導
- 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築
- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保
- 「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続
- いじめた児童生徒への指導
- いじめを完全にやめさせ、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続

① 調査の主体の判断

- ・ 村教育委員会は、これまでの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断する。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、村教育委員会が調査の主体となる。

② 調査組織

- ・ 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保する。
- ・ 学校が調査の主体となる場合は、各学校の「生徒指導委員会」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加える。

③ 調査の実施

- ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止すること。
- ・ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 調査の主体（村教育委員会又は各学校）は調査組織による調査に全面的に協力し、事実をしっかり向き合うことが重要。
- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指す。

④ 調査方針及び結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・ 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明。
 - a 調査の目的・目標
 - b 調査主体（組織の構成、人選）
 - c 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - d 調査事項（いじめの事実関係、村教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
 - e 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
 - f 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
- ・ 村教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明。
 - そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要。

- ・関係者の個人情報に十分配慮することが必要。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。

(イ) 調査結果の報告

- ・村教育委員会及び学校は、宮田村個人情報保護条例（平成12年宮田村条例第2号）に従って、被害児童生徒生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う。
- ・村教育委員会又は学校が報告した調査結果について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。
- ・調査により把握した情報の記録は、原則として宮田村文書取扱規程（平成24年宮田村訓令第2号）に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。

(3) 村長による再調査

調査結果の報告を受けた村長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は、調査の結果について再調査することを検討する。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 村教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

(4) 総合教育会議での協議

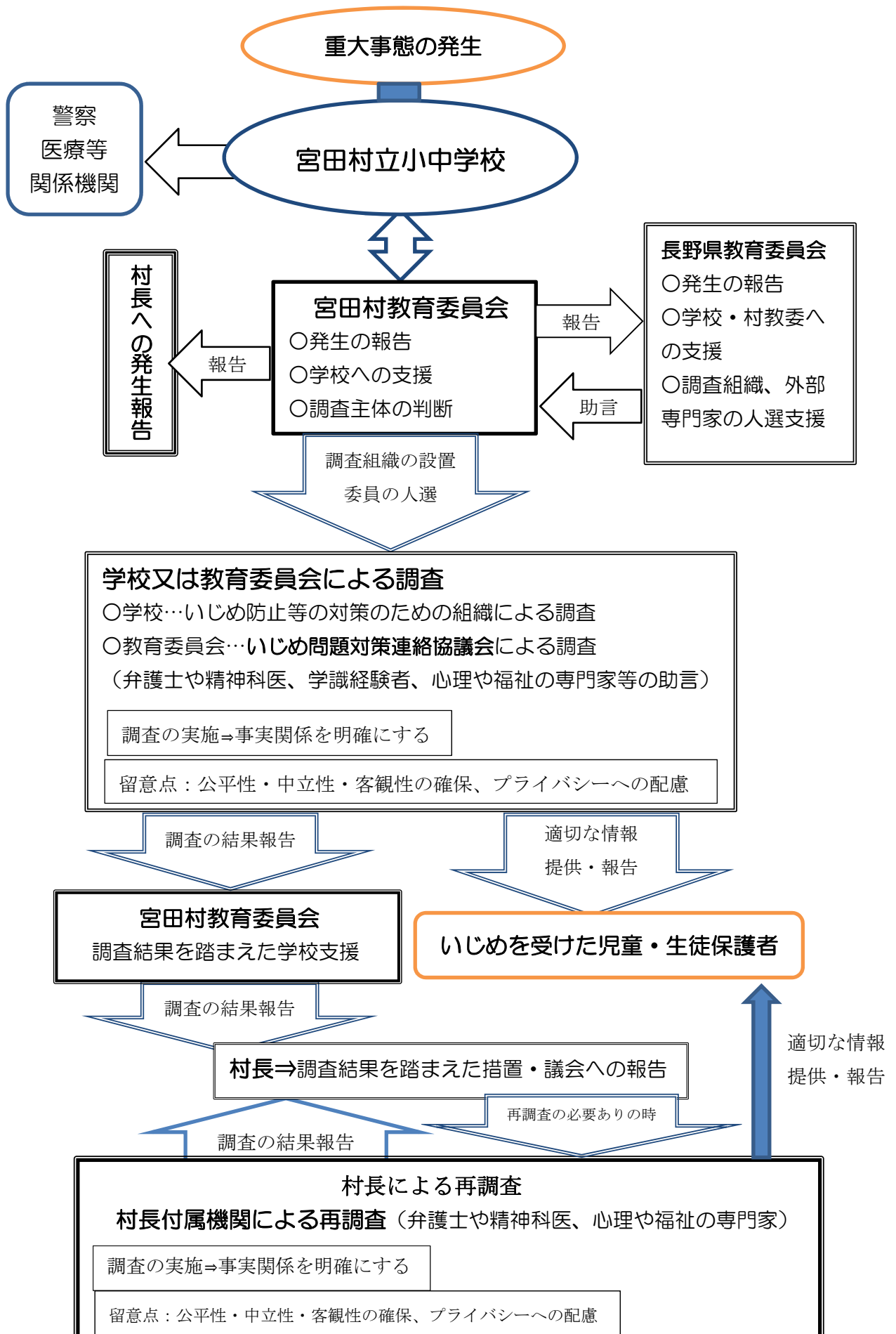
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による「総合教育会議」においては、いじめ自殺事案のように緊急の場合にも、村長と村教育委員会が協議・調整を行うことができるとされている。重大事態が発生した場合には、総合教育会議において、学校や村教育委員会の対応の検証、事件発生後の対応方針、その他当該学校及び村全体としての再発防止策の検討・立案について協議することとする。
- ・また、いじめ未然防止のためにも、総合教育会議において教育委員会と村長部局との連携を一層強め、迅速かつ適切な対応につなげる。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

村が設置する学校の基本方針について策定状況を確認し、公表するものとする。

また、宮田村教育委員会は法の施行状況、国・県の基本方針の見直しの状況等を勘案するとともに、各学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況、関係機関・団体等によるいじめ防止等の取組の状況を踏まえ、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【参考1】重大事態発生時の報告・調査



【参考 2】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）【関係条文抜粋】

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめ防止基本方針等

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

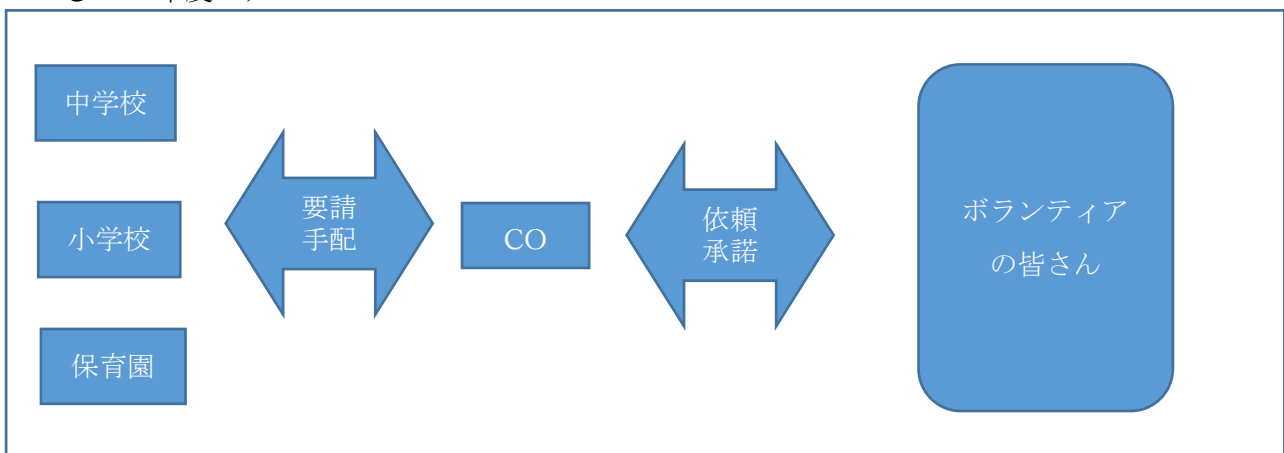
第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 30年度のCS体制はコーディネーターが学校・保育園より要請を受け登録を受けている地域の皆さんに直接連絡し、一人一人にあたって依頼していた。件数が多くなり、今後活動に支障がでることが危惧される。
- ・ 31年度以降はボランティアの中でグループ分けをし、各グループの代表に間に入っていただき連絡体制をスムーズにしたい。
- ・ グループリーダーの仕事として、連絡のやり取りが重荷になることが心配される。この点について、良い方法を探したい。
- ・ これまでは教職員から直接COにボランティアの要請が入り対応していたが、31年度からは教頭・園長の決済を受け要請してもらうようにする。ボランティアに要請するべきものか否か教頭・園長の確認をお願いする。

CO:コーディネーター GL:グループリーダー

● 30年度モデル



● 31年度モデル(グループ数は未定)

